

佐賀県公示（会第3324号の3）

佐賀県財務規則に基づく取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4112号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 取引店			1 取引店		
名称	位置	取引店が取引を行う本庁等、 <u>かい</u> 及び事業所等の名称	名称	位置	取引店が取引を行う本庁等、 <u>かい</u> 及び事業所等の名称
株式会社佐賀銀行 県庁支店	佐賀市城内一丁目	すべての本庁等 <u>すべてのかい</u> すべての事業所等	株式会社佐賀銀行 県庁支店	佐賀市城内一丁目	すべての本庁等 <u>すべてのかい</u> すべての事業所等
佐賀県信用農業協同組合連合会本所	〃 栄町	生産者支援課 <u>農産課</u>	佐賀県信用農業協同組合連合会本所	〃 栄町	生産者支援課 <u>農業経営課</u>
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行う <u>かい</u> 及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行う <u>かい</u> 及び事業所等の名称
略			略		
〃 鳥栖支店	鳥栖市本通町一丁目	鳥栖保健福祉事務所 <u>九千部学園</u> 東部土木事務所 鳥栖高等学校 香楠中学校 鳥栖工業高等学校 鳥栖商	〃 鳥栖支店	鳥栖市本通町一丁目	鳥栖保健福祉事務所 東部土木事務所 鳥栖高等学校 香楠中学校 鳥栖工業高等学校 鳥栖商業高等学校

改正前			改正後		
		業高等学校 鳥栖警察署			鳥栖警察署
略			略		
” 東京支店	東京都中央区銀 座一丁目	首都圏事務所	” 東京支店	東京都中央区 <u>旦</u> <u>本橋本町</u> 一丁目	首都圏事務所